

○ニセコ町宿泊税条例（改正後（案））

令和6年3月13日条例第1号

改正

令和7年3月17日条例第2号

令和7年9月26日条例第28号

令和 年 月 日条例第 号

ニセコ町宿泊税条例

（宿泊税）

第1条 ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用及び第10条の2第1項に規定する納入に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び町税条例（昭和29年ニセコ町条例第11号）に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用するこをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であつて規則で定めるものをいう。

（納稅義務者等）

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（課税免除）

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者
 - (2) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設、同法第39条第1項に規定する保育所、同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設
 - (3) 前2号に規定する修学旅行その他学校行事又は行事の引率者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者
- (課税標準)

第5条 宿泊税の課税標準は、次の各号に掲げる宿泊料金の計算方法の区分に応じ、当該各号に定める宿泊料金とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1人の宿泊料金
 - (2) 1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1部屋の宿泊料金
 - (3) 1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1棟の宿泊料金
- (税率)

第5条の2 宿泊税の税率は、100分の3とする。

(税額控除)

第5条の3 宿泊税の納税義務者の前2条の規定を適用した場合における宿泊税の額から、次の各号に掲げる宿泊者1人1泊についての宿泊料金の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

- (1) 2万円未満のもの 100円
 - (2) 2万円以上5万円未満のもの 200円
 - (3) 5万円以上のもの 500円
- (徴収の方法)

第6条 宿泊税の徴収は、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、旅館業又は住宅宿泊事業（以下「旅館業等」という。）を営む者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。
- 3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第8条 旅館業等を営もうとする者は、当該旅館業等を開始する日の前日まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあっては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）

（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

- (2) 宿泊施設の所在地及び名称
- (3) 客室数その他設備の概要
- (4) 営業開始予定年月日（申告書を提出した日において既に営業を開始している場合にあっては、営業開始年月日）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

- 2 前項の申告書を提出した者は、同項各号に掲げる事項に異動があったときは、遅滞なく、その旨を町長に申告しなければならない。
- 3 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を1か月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る宿泊施設の営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。
- 5 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を廃止したときは、廃止した日から10日以内に

その旨を町長に届け出なければならない。

(納税管理人)

第9条 特別徴収義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、町内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に町長に申告し、又は町外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に町長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(申告納入)

第10条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出するとともに、納入書によってその納入金を納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他規則で定める要件に該当する者として町長の承認を受けた場合においては、次の表の左欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及び納入期限は、前項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及び納入期限と同一の期限とする。ただし、宿泊施設の営業を1か月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内にこれを申告納入しなければならない。

1月及び2月	3月
--------	----

4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

3 町長は、前項の規定による承認をした特別徴収義務者について同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。

(特別徴収義務者のための納入)

第10条の2 町は、第5条の3の規定により控除されるべき金額で同条の規定による宿泊税の額の計算上控除することができなかった金額があるときは、当該宿泊税の納税義務者が北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）第3条の規定により課される税の額のうち、その控除することができなかった金額に相当する金額を、法第20条の6第1項の規定により当該宿泊税に係る北海道宿泊税条例第7条第1項に規定する特別徴収義務者のために納入するものとする。

2 前項の規定による納入が行われた場合において、町長は、当該納入により同項に規定する特別徴収義務者に対して生じる債権を放棄する。

(不足金額等の納入の手続)

第11条 特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第12条 町長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときは、これに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときは、その納入の義務を免除することができる。

2 町長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれにあて

ることができる。

- 3 町長は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第13条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、第10条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3か月を経過した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額

- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

- 2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類を当該宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3か月を経過した日から2年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第14条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除

く。) の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従つて行われていないとき(当該関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第15条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(町税に関する法令の規定の適用)

第16条 第14条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する町税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフ

イルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第17条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。

(ニセコ町行政手続条例の適用除外)

第18条 宿泊税の賦課徴収に関する处分その他公権力の行使に当たる行為及び行政指導
(ニセコ町行政手続条例（平成9年ニセコ町条例第15号）第2条第7号に規定する行政指導をいう。)に係る同条例の規定の適用については、町税条例の例による。

(賦課徴収)

第19条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるものほか、町税条例の定めるところによる。この場合において、町税条例第1条中「この条例」とあるのは、「この条例及びニセコ町宿泊税条例（令和6年ニセコ町条例第1号）」とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者
- (2) 第13条第1項の規定に違反して同項の帳簿を5年間保存しなかった者
- (3) 第13条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなく作成せず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者
- (4) 第13条第2項の規定に違反して同項の書類を2年間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項に規定する違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第22条 第9条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けている者が同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告を

しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の公布の日において現に旅館業等を営んでいる者又は同日から施行日までの間ににおいて旅館業等を営もうとする者は、第8条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、同項に規定する申告書にその事由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定により申告した者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(準備行為)

- 5 第7条第2項の規定による指定及び第9条第1項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(賦課徴収の方法の特例)

- 6 町内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、北海道宿泊税条例の規定により北海道が課する宿泊税（以下「道宿泊税」という。）がある場合は、法第20条の3第1項ただし書の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

(道宿泊税に係る督促、滞納処分等)

- 7 町長は、道宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

(検討)

8 町長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和7年3月17日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

附 則（令和7年9月26日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7項及び第8項の規定は、北海道宿泊税条例の施行日から適用する。

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条第2号及び第3号の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に対して課すべき宿泊税につ

いて適用し、施行日までの宿泊に対して課すべき宿泊税については、なお従前の例による。